

【機密性 2】

令和 2 年度
大阪 地 方 裁 判 所

事 務 分 配
裁 判 官 の 配 置
開 廷 日 割
代 理 順 序

令和 2 年 2 月 6 日 現 在

第 6 編 司法行政事務の代理順序

(司法行政事務の代理)

第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	北 川 清
第2順位	裁 判 官	内 藤 裕 之
第3順位	裁 判 官	村 越 一 浩

2 堺支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	井 田 宏
第2順位	裁 判 官	武 田 義 德
第3順位	裁 判 官	安 永 武 央

3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	村 田 龍 平
第2順位	裁 判 官	小 倉 真 樹

4 部の事務を総括する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務は、その部に属する裁判官が、第2編別表1、第3編別表3又は第4編第24条記載の順序により、代理する。

5 大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位	裁 判 官	巽 信 裕
第2順位	裁 判 官	神 山 義 規

6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 裁判官 河合裕行

第2順位 裁判官 前多誠次

- 7 岸和田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。

裁判官 村岡 寛

- 8 吹田簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。

裁判官 池浦浩之

- 9 東大阪簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者は、次のとおりとする。

裁判官 仙波啓次

- 10 枚方簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

裁判官 森本幸治

- 11 第51条の各簡易裁判所のうち、吹田簡易裁判所、東大阪簡易裁判所及び枚方簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがあるときは、司法行政事務について、配置されている他の裁判官が代理する。

- 12 緊急の必要のため、前11項の規定によることができないときは、大阪地方裁判所長は、適宜代理者を指名することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際に係属中の事件は、その部又は係が処理する。
- 3 新件は、前年度の最後に事件を配付した部、係又は係裁判官の次の部、係又は係裁判官から、順次配付する。

附 則

この規程は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月6日から施行する。